

議 案

第 1 回 玉 名 市 議 会

(定 例 会)

令和5年2月24日提出

第1回玉名市議会（定例会）提出議題

議番号	件名	提案者
1	令和4年度玉名市一般会計補正予算（第9号）	市長
2	令和4年度玉名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	市長
3	令和4年度玉名市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	市長
4	令和4年度玉名市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	市長
5	令和4年度玉名市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）	市長
6	令和4年度玉名市水道事業会計補正予算（第4号）	市長
7	令和4年度玉名市公共下水道事業会計補正予算（第4号）	市長
8	令和4年度玉名市農業集落排水事業会計補正予算（第4号）	市長
9	令和5年度玉名市一般会計予算	市長
10	令和5年度玉名市国民健康保険事業特別会計予算	市長
11	令和5年度玉名市後期高齢者医療特別会計予算	市長
12	令和5年度玉名市介護保険事業特別会計予算	市長
13	令和5年度玉名市浄化槽整備事業特別会計予算	市長
14	令和5年度玉名市水道事業会計予算	市長
15	令和5年度玉名市公共下水道事業会計予算	市長
16	令和5年度玉名市農業集落排水事業会計予算	市長
17	玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
18	玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
19	玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長
20	玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	市長

2 1	玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について		市 長
2 2	玉名市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について		市 長
2 3	玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について		市 長
2 4	玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について		市 長
2 5	玉名市食料・農業・農村基本条例の一部を改正する条例の制定について		市 長
2 6	玉名市岱明磯の里条例を廃止する条例の制定について		市 長
2 7	玉名市景観条例の一部を改正する条例の制定について		市 長
2 8	玉名市博物館条例の一部を改正する条例の制定について		市 長
2 9	玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定について		市 長
3 0	玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定について		市 長
3 1	熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について		市 長
3 2	普通財産の無償譲渡について		市 長
3 3	普通財産の無償貸付けについて		市 長
3 4	普通財産の無償貸付けについて		市 長
3 5	市道路線の廃止及び認定について		市 長
3 6	工事請負契約の締結について		市 長
3 7	工事請負契約の締結について		市 長
報告 1	専決処分の報告について	専決第 9 号	市 長
2	専決処分の報告について	専決第 1 号	市 長

議第17号

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月24日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

玉名市附属機関の設置等に関する条例（平成27年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部玉名市総合計画策定審議会の項及び玉名市自治基本条例推進委員会の項中「2年」を「当該委嘱又は任命に係る所掌事務が終了するまでの期間」に改め、同部玉名市地域公共交通会議の項中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通計画」に改め、同部玉名市高齢者福祉及び介護保険運営協議会の項の次に次のように加える。

玉名市成年後見制度中核機関運営協議会	(1) 要支援者の権利擁護支援に関すること。 (2) 成年後見制度の利用の促進に関すること。 (3) 中核機関の運営方針、活動方針及び事業計画に関すること。 (4) その他成年後見制度	審議	10人以内	(1) 専門的知識を有する者 (2) 関係する機関及び団体の代表者 (3) その他市長が適当と認める者	3年
--------------------	---	----	-------	---	----

	中核機関に 関し市長が 必要と認め る事項に関 すること。				
--	---	--	--	--	--

別表市長の部玉名市予防接種健康被害調査委員会の項中「6人以内」を「5人以内」に改め、同項委員の構成の欄中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同部玉名市歯科保健推進検討委員会の項、玉名市食育推進連携会議の項及び玉名市6次産業活性化委員会の項を削り、同表教育委員会の部玉名市新しい学校づくり委員会の項の次に次のように加える。

玉名市スクールバス運行検討委員会	(1) スクールバスの運行見直しに関すること。	調査及び審議	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 児童の保護者の代表者 (3) 地域の代表者 (4) 学校職員 (5) その他教育委員会が適当と認める者	当該委嘱又は任命に係る所掌事務が終了するまでの期間
------------------	-------------------------	--------	-------	---	---------------------------

別表教育委員会の部玉名市図書館窓口等業務委託事業者選定委員会の項を削り、同部玉名市文化振興基本計画策定委員会の項の次に次のように加える。

玉名市立歴史博物館ころろピア常設展検討委員会	(1) 玉名市立歴史博物館ころろピアの常設展に関すること。	審議	6人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係する機関及び団体の代表者 (3) その他教育委員会が適当と認める者	2年
------------------------	-------------------------------	----	------	---	----

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由 玉名市成年後見制度中核機関運営協議会、玉名市スクールバス運行検討委員会及び玉名市立歴史博物館こころピア常設展検討委員会を設置する等のため、条例の整備を図るものである。

議第18号

玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月24日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

玉名市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1 高齢者福祉及び介護保険運営協議会委員の項の次に次のように加える。

成年後見制度中核機関運営協議会委員	日	5,800	
-------------------	---	-------	--

別表第1 歯科保健推進検討委員会委員の項及び食育推進連携会議委員の項を削り、同表保育所嘱託医（内科医）の項中「回」を「年」に、「51,500」を「103,000」に改め、同表保育所嘱託医（歯科医）の項中「回」を「年」に改め、同表6次産業活性化委員会委員の項を削り、同表新しい学校づくり委員会部会員の項の次に次のように加える。

スクールバス運行検討委員会委員	日	5,800	
-----------------	---	-------	--

別表第1 図書館窓口等業務委託事業者選定委員会委員の項を削り、同表博物館協議会委員の項の次に次のように加える。

歴史博物館こころピア常設展検討委員会委員	日	5,800	
----------------------	---	-------	--

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由 成年後見制度中核機関運営協議会委員等の報酬について、条例の整備

を図るものである。

議第19号

玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月24日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼

児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

第2条 この条例による改正後の玉名市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

提案理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第20号

玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月24日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗

車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の玉名市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

提案理由 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第21号

玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月24日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例(平成26年条例第43号)の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」の次に「・第54条」を加える。

第4条第2項ただし書中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改め、同項第1号中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に改める。

第5条第2項から第6項までを削る。

第6条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に、「同項第2号又は第3号」を「同条第2号又は第3号」に改める。

第7条第2項中「第19条第1項第2号又は第3号」を「第19条第2号又は第3号」に改める。

第8条中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第20条第4号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第35条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号又は第2号」を「同条第1号又は第2号」に、「の同項第1号」を「の同条第1号」に改める。

第37条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第38条第2項を削る。

第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第42条第1項第3号中「この号」の次に「及び第4項第1号」を加える。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

第53条を第54条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者

の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあ

り、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第１号イ及び第２号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第１号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第２号中「交付する」とあるのは「得る」と、第３項中「前項各号」とあるのは「第６項において準用する前項各号」と、第４項中「第２項の」とあるのは「第６項において準用する第２項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第１号中「第２項各号」とあるのは「第６項において準用する第２項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第２項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

提案理由 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 22 号

玉名市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

玉名市子ども・子育て会議条例（平成 25 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 77 条第 1 項」を「第 72 条第 1 項」に改める。

第 3 条第 1 号中「第 77 条第 1 項各号」を「第 72 条第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部改正に伴い、
条例の整備を図るものである。

議第 23 号

玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

玉名市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「附則第 5 条」を「附則第 3 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年熊本県後期高齢者医療広域連合条例第 26 号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第 24 号

玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 24 日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市国民健康保険条例の一部を改正する条例

玉名市国民健康保険条例（平成 17 年条例第 96 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「40 万 8,000 円」を「48 万 8,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の玉名市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

提案理由 健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）の一部改正に準じ、条例の整備を図るものである。

議第25号

玉名市食料・農業・農村基本条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市食料・農業・農村基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月24日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市食料・農業・農村基本条例の一部を改正する条例

玉名市食料・農業・農村基本条例（平成27年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第18条中「産業経済部農林水産政策課」を「産業経済部農業政策課」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由 機構改革に伴い、条例の整備を図るものである。

議第26号

玉名市岱明磯の里条例を廃止する条例の制定について

玉名市岱明磯の里条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和5年2月24日 提 出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市岱明磯の里条例を廃止する条例

玉名市岱明磯の里条例（平成17年条例第125号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由 玉名市岱明磯の里の設置目的を終えたため、条例を廃止するものである。

議第27号

玉名市景観条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市景観条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月24日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市景観条例の一部を改正する条例

玉名市景観条例（平成28年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「で、景観計画に定める規模のもの」を削り、同号イ中「工作物」を「柵若しくは塀又は橋りょうを除く工作物で、その高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、当該建築物の高さとの合計の高さ）若しくはその敷地の用に供する土地の面積が規則で定める規模を超えるもの」に改め、「増築」の次に「（増築により新たに当該規則で定める規模を超えることとなる場合の当該増築を含む。以下この項において同じ。）」を、「改築」の次に「（改築により新たに当該規則で定める規模を超えることとなる場合の当該改築を含む。以下この項において同じ。）」を加え、同号中カをクとし、ウからオまでをオからキまでとし、イの次に次のように加える。

ウ 柵又は塀で、高さ及び長さが規則で定める規模を超えるものの新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

エ 高瀬・裏川地区における、高瀬裏川に架かる橋りょうの新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更

第7条第1項第2号ア中「（増築により新たに当該規則で定める規模を超えることとなる場合の当該増築を含む。）」及び「（改築により新たに当該規則で定める規模を超えることとなる場合の当該改築を含む。）」を削り、同号イ中「（増築により新たに当該規則で定める規模を超えることとなる場合の当該増築を含む。以下この号において同じ。）」及び「（改築により新たに当該規則で定める規模を超えることとなる場合の当該改築を含む。以下この号において同じ。）」を削り、同号ウ中「高さ」の次に「及び長さ」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由 景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による届出の対象となる行為を変更するため、条例の整備を図るものである。

議第28号

玉名市博物館条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市博物館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月24日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市博物館条例の一部を改正する条例

玉名市博物館条例（平成17年条例第171号）の一部を次のように改正する。

第1条中「博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項」に改める。

第3条中第9号を第11号とし、第8号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修に関すること。

第3条中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 博物館資料に係る電磁的記録の作成及び公開に関すること。

第16条第1項中「法第20条第1項」を「博物館法（昭和26年法律第285号）第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由 博物館法（昭和26年法律第285号）の一部改正に伴い、条例の整備を図るものである。

議第29号

玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月24日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例の一部を改正する条例

玉名市立小中学校運動場夜間照明施設条例（平成17年条例第179号）の一部を次のように改正する。

第7条中「前納しなければ」を「教育委員会が別に定める日までに納入しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 使用料の納入方法の見直しに伴い、条例の整備を図るものである。

議第30号

玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例の制定について

玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月24日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

玉名市立小中学校体育施設等使用料条例の一部を改正する条例

玉名市立小中学校体育施設等使用料条例（平成17年条例第180号）の一部を次のように改正する。

第2条中「に前納しなければ」を「が別に定める日までに納入しなければ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由 使用料の納入方法の見直しに伴い、条例の整備を図るものである。

議第31号

熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和5年6月30日限りで、熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務を変更し、熊本縣市町村総合事務組規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のとおり変更する。

令和5年2月24日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

熊本縣市町村総合事務組規約の一部を変更する規約

熊本縣市町村総合事務組規約（平成16年9月29日熊本県指令市町村第16号）の一部を次のように変更する。

別表第2第3条第10号に関する事務の項中「玉名市、山鹿市」を「山鹿市」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和5年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の熊本縣市町村総合事務組規約別表第2の規定は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理について適用し、施行日前に発生した交通事故により災害を受けた者に係る交通災害見舞金に関する事務の共同処理については、なお従前の例による。

提案理由 一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため。

議第32号

普通財産の無償譲渡について

本市は、普通財産を次のとおり無償譲渡するものとする。

令和5年2月24日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1 建物の所在地

玉名市伊倉北方字杉田1479番地1

玉名市伊倉北方字杉田1490番地1

2 建物の表示

事務所・作業場 鉄骨造スレート葺平家建て

396.00㎡

3 譲渡期日 令和5年4月1日

4 相手方 玉名市伊倉北方1479番地1

有限会社玉名再資源

取締役 木下 一也

提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定による。

議第33号

普通財産の無償貸付けについて

本市は、普通財産を次のとおり無償貸付けするものとする。

令和5年2月24日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1 土地の表示

玉名市伊倉北方字杉田1479番1	1,553.00㎡
玉名市伊倉北方字杉田1479番2	344.00㎡
玉名市伊倉北方字杉田1490番1	516.00㎡
玉名市伊倉北方字杉田1491番1	870.00㎡

2 貸付期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

3 相手方 玉名市伊倉北方1479番地1
有限会社玉名再資源
取締役 木下 一也

提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定による。

議第34号

普通財産の無償貸付けについて

本市は、普通財産を次のとおり無償貸付けするものとする。

令和5年2月24日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

1 土地の表示

玉名市天水町小天字中道2967番1	219.68㎡
玉名市天水町小天字中道2967番5	502.80㎡
玉名市天水町小天字中道2968番1	278.00㎡
玉名市天水町小天字中道2968番5	67.00㎡

2 貸付期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

3 相手方 玉名市天水町小天6638番地
社会福祉法人天水福祉事業会
理事長 國友 龍

提案理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定による。

議第35号

市道路線の廃止及び認定について

本市は、次の路線を廃止し、及び市道に認定する。

令和5年2月24日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

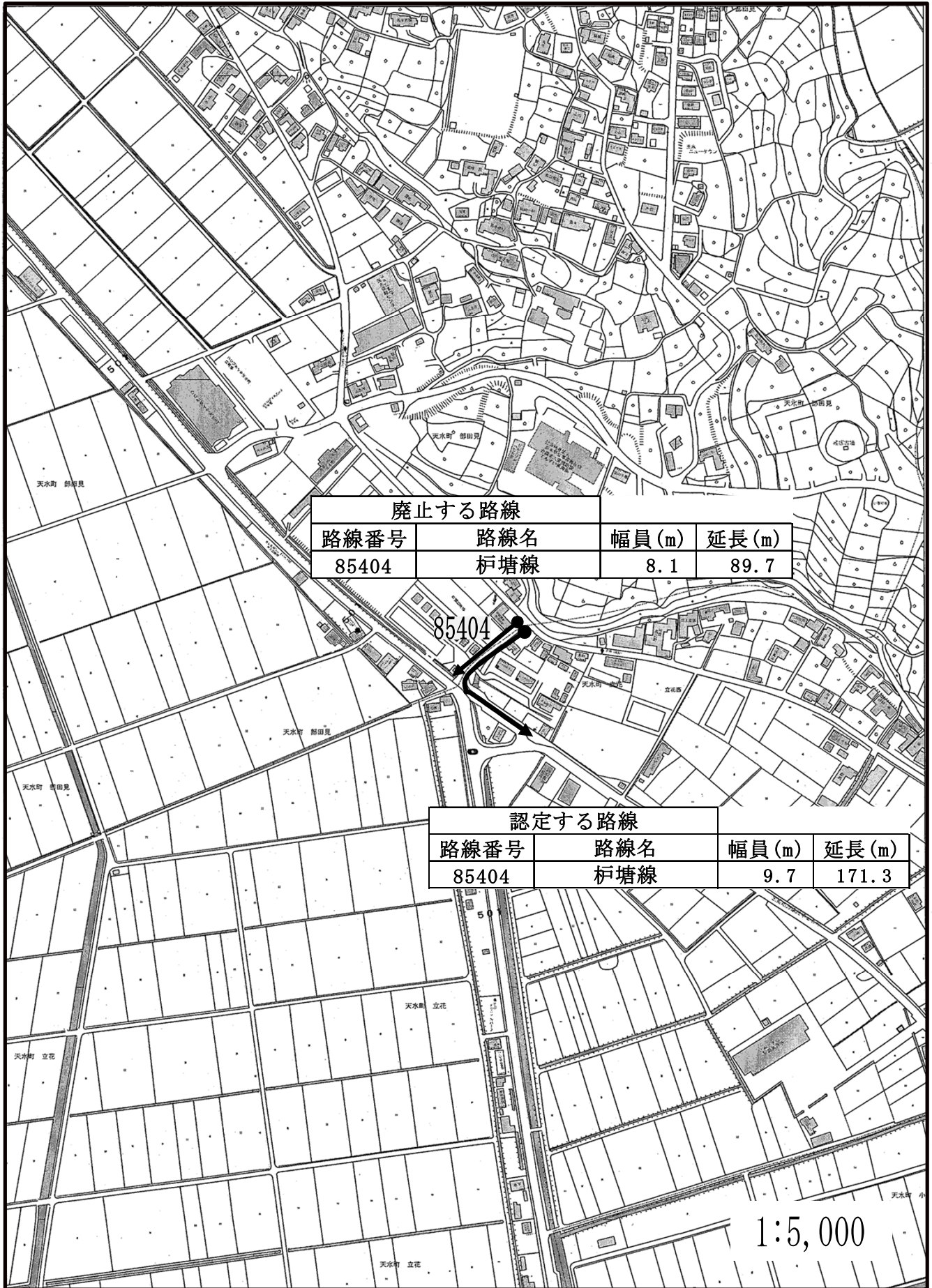
1 廃止する市道路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
85404	栢塘線	玉名市天水町立花字三角	玉名市天水町立花字三角	

2 市道に認定する路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
85404	栢塘線	玉名市天水町立花字三角	玉名市天水町立花字三角	

提案理由 道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項及び第8条第2項の規定による。



廃止する路線			
路線番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
85404	栢塘線	8.1	89.7



認定する路線			
路線番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
85404	栢塘線	9.7	171.3

1:5,000

議第36号

工事請負契約の締結について

本市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年2月24日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 玉名漁港（滑石地区）しゅんせつ工事 |
| 2 | 契 約 金 額 | 156,750,000円 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 玉名市大浜町2163番地4
株式会社マルコ建設
代表取締役 大野 羊逸 |

提案理由 玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第52号）第2条の規定による。

議第37号

工事請負契約の締結について

本市は、次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和5年2月24日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 大正開漁港（新港部分）しゅんせつ工事 |
| 2 | 契 約 金 額 | 210,100,000円 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 玉名市岱明町西照寺865番地
興亜建設工業株式会社 玉名支店
支店長 松原 和英 |

提案理由 玉名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第52号）第2条の規定による。

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月24日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 専決番号 専決第9号（令和4年12月23日専決）
- 2 損害賠償の相手方 京都市南区上鳥羽角田町68番地
佐川急便株式会社
代表取締役 本村 正秀
- 3 損害賠償額 87,857円
- 4 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てを行わない。
- 5 事故の概要 令和4年11月17日午後1時10分頃、市公衆用道路（玉名市山田1807番1付近）において、佐川急便株式会社所有の軽自動車が、側溝の蓋の上を走行した際、蓋が跳ね上がり、車両底部のガソリントankが破損したものである。



報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定について、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月24日 提出

玉名市長 藏原 隆浩

- 1 専決番号 専決第1号（令和5年2月9日専決）
- 2 損害賠償の相手方 
- 3 損害賠償額 50,600円
- 4 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して裁判上又は裁判外において、一切の異議及び請求の申立てを行わない。
- 5 事故の概要 令和4年12月14日、小学校区の確認のため 氏が教育総務課窓口に来庁した際、対応した職員が誤った情報を伝えたため、本来不要であった転居手続により同氏に損害を与えたものである。

